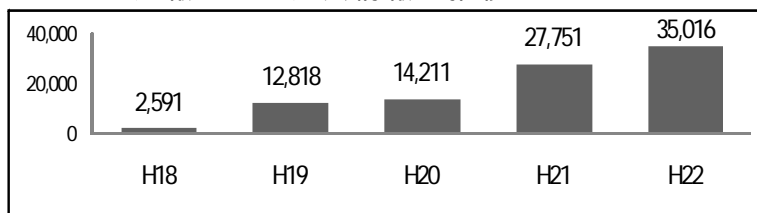


インターネット上の違法情報対策強化のための「全国協働捜査方式」 の本格実施について

1 インターネット上の違法情報の現状

インターネット上には、児童ポルノ、薬物の密売情報等の違法情報が氾濫しており、インターネット・ホットラインセンター（IHC）が運用開始した平成18年6月以降も増加の一途を辿っている。（別添1参照）

IHCに通報された違法情報の推移



2 これまでの違法情報対策と問題点

(1) 違法情報対策

- ・ 警察、IHCからプロバイダ等に対する削除依頼
- ・ 警察による事件化
- ・ 官民一体の広報啓発活動

(2) 問題点

特に、事件化については、IHCからの通報に発信地情報が含まれていないことが多く、捜査を担当すべき都道府県警察が不明確であったなどから、効率的な捜査ができていなかった。

	H18	H19	H20	H21	H22
警察への通報数	1,378	8,310	8,221	20,659	22,964
検挙件数	5	28	10	110	405

3 全国協働捜査方式の本格実施

(1) 昨年10月からの試行結果

昨年10月1日から本年5月10日までの試行期間中の検挙は302件で、前年同期比+185件であった。

(2) 本格実施（別添2参照）

- ・ 7月1日を目途に、「情報追跡班」の体制を試行時の3人から22人に強化する。
- ・ 「情報追跡班」は、必要に応じて、差押え・検証を行い、証拠を保全した情報については、速やかに削除要請を行う。

「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況 (平成22年1月～平成22年12月)



「インターネット・ホットラインセンター」で取り扱う 違法情報、有害情報について

違法情報

わいせつ物公然陳列(刑法第175条)
 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)
 売春周旋目的の誘引(売春防止法第6条2項第3号)
 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)
 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)
 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号)
 預貯金通帳等の譲渡等の誘引(犯罪収益移転防止法第26条第4項)
 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引(携帯電話不正利用防止法第23条)

有害情報

情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
 列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
 人を自殺に誘引・勧誘する情報(集団自殺の呼びかけ等)

全国協働捜査方式

